

藤沢市都市景観条例の一部改正について
藤沢市都市景観条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市景観条例の一部を改正する条例
藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「第 8 条第 2 項第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 2 号」に改める。

第 11 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 44 条の見出し中「適用の除外」を「適用除外」に改め、同条第 2 項第 5 号中「第 8 条第 2 項第 5 号ロ」を「第 8 条第 2 項第 4 号ハ」に改め、同項第 6 号中「第 8 条第 2 項第 5 号ハ(1)から(6)」を「第 8 条第 2 項第 4 号ニ(1)から(7)」に改める。

第 53 条第 1 項第 4 号中「第 8 条第 2 項第 5 号ロ」を「第 8 条第 2 項第 4 号ハ」に改め、同項第 5 号中「第 8 条第 2 項第 5 号ハ(1)から(6)」を「第 8 条第 2 項第 4 号ニ(1)から(7)」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条本文の規定による施行の日から施行する。ただし、第 5 条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、景観法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。